

知的ネットワーク時代の ネットウィーク時代の 知的所有権入門

国境を超えたルールを考えるために

ネットワーク知的所有権研究会

弁理士 松倉秀実
Hidemi Matsukura

弁護士 宮下佳之
Yoshiyuki Miyashita

弁護士 寺本振透
Teramoto Shinto
<http://www.terra.gr.jp/>

聞き手：本誌編集長 中島由弘

最終回

4年間を振り返る～連載総括座談会：下

ビジネスのための 弁護士活用法

中島：ベンチャー的にインターネットで事業を始めた人たちが、弁護士さんに何か相談したくても時間がない、相談するお金がないという話をよく聞くんですよ。相談する気持ちが出てきたのは評価されていいと思うし、これからそういった人たちを支援する仕組みが弁護士さんや弁理士さんから出てくるとおもしろいと思うんですが。

宮下：インターネットに限らず一般の法律問題に関しては、弁護士会の法律相談とか、大学の無料法律相談などがありますよね。まずそこで相談してみて、案件として正式に弁護士に頼むべきときには別途相談するっていう方法があります。インターネットに関しても同じような、ある程度公的な窓口があるといいとは思いますがね。

寺本：たとえば直接メールをくれたっていいんですよ。メールに金は払えないと書いてあっても、考え方の方向性ぐらいは返事しますし。でも本当に事業としてやるんだったら、弁護士や弁理士、会計士に金払うのは当然の投資と思ってもらわないと、甘いんじゃないかな。弁護士と弁護士報酬をまけてくれという交渉ができないようなら、商売するのはやめなさい。

松倉：定価はないんですよ。だから、私はこれだけしか持ってないからこれだけの分で相談させてくれと言うのは、別に問題ないです。

寺本：本当に金がない、死にそうだ、でも事業を立ち上げたいと言う人に対しては、赤字を出してもやるのが普通ですね。お客さまが育ってくれば値上げすればいいわけだし、それはあらかじめ言っておいて。

宮下：面白そうな案件だと、無料でもやっちゃったりすることもあるし。

松倉：あと、特許だとお金がかかるって思われてますが、自分で出せば非常に安いんですよ。私の場合、どうしてもお金が工面できないというような依頼者には、特許出願のガイドブックを紹介して、自分で明細書を書いてみることを勧める場合もあります。まあ、そのような場合でも、特許請求の範囲（特許の付与を希望する項目）は非常にテクニックがいる部分なので、この部分だけは時間単位の特許相談という形でアドバイスしていますが…。

中島：そういった方は増えてますか？

松倉：インターネットの仕組みで特許を取りたいって人は非常に多いですよ。ベンチャーの会社が週に2～3社は相談のメールをよこしてきますね。

寺本：本当は中小企業金融公庫とかが、事業を立ち上げるためにぎりぎり必要な弁護士報酬ぐらい払える分は貸してあげればいいと思うんですよ。

松倉：アメリカだと小さい企業の特許出願料金を安くするシステムがあるんですけど、日本でもやっぱりそういう制度が作られていくべきでしょうね。

寺本：あとアメリカの場合、役所横断的に1つの制度でベンチャーに金を出す仕組みもある。たとえば国防省とかが課題をたくさん出して、これをいくらでやるかといってベンチャー企業を募集する。国防省の金で研究開発できるわけで、結果を出すことは求められていないですね。日本だとIPAのやつなんか、ほとんど大企業がとってしまっているから。

中島：弁護士さんのノウハウは一般的に非常に単価が高いものと思われていますよね。たとえばウェブサイトに安くノウハウ集を

上げていくといった方法もあるかと思うんですが。

宮下：一般的な知識なりノウハウっていうのは、今はかなり広く公開しているんです。ただ弁護士というのは、法律相談を受けて回答するだけでなく、責任を持つわけです。もし何かあったら自分が責任を持つと。そういう局面に立って真剣にそのケースについて考えてアドバイスするわけだから、一種の保険料的な意味もあるんですね。

寺本：だからオピニオンを出すときは必ず、これはこの事実を前提として、というアサンプション（前提）を書きますよね。このアサンプションを前提として、この当事者に対してだけ出したオピニオンであって、絶対に他の事情に当てはめて考えるなどという注意書きを入れますね。ウェブサイトや雑誌、論文で出せるものはパラメーターだけであって、このパラメーターが大きければこっちにいくし、こっちが大きければこういくだろうというのは言えるけど、ある事実に対する結論はそこでは絶対に出せないんですよ。逆にいえば、そこで質問できる状態まで勉強されたうえで、「じゃあこの事実に対してはパラメーターはどっちに傾いているんだ？」というところで弁護士を使われると、その分コストは安くなる。その辺の情報は、たとえばセミナーで出したものを、セミナーが終わったら無料でウェブサイトに取り上げたりしています。

宮下：回答を聞いても何がなんだかわからなければ意味がないし、それを説明するのにまた時間がかかればお金もかかるしね。

寺本：また別の面なんですけど、多くの人々が法律と言うと、すぐに刑法と行政の取り締まり法規ばかり想定してしまう。こっちの利益もそっちの利益もなんとかバランスを取っていくという考え方、それが本来の民法法だという感覚がないから、何かとい

うとやっているのかが悪いのかと結論を求めてしまいますよね。

松倉：確かにその尋ね方はおかしいと思うんですよね。企業の法務の人でもよくあるんですけど（笑）。

宮下：民法法の考え方っていうのは、結局誰もが同じ立場になりうると。だから今あなたはこっちの立場だけど、もしかしたら次の日は相手方の立場になるかもしれない。みんなが同じ土俵で、同じような立場になりうるときに、どんなルールがいいかと考えるのが民法法、みたいなどころはある。

寺本：でも法学部を出ても、やっぱりレギュレーション（規制）を前提に考えてしまう人は多いですよ。

中島：弁護士の方でもそうですか？

松倉：どっちかっていうと、そっちのほうで考える人が圧倒的に多いと思いますよ。やっぱりこちらの2人（寺本弁護士と宮下弁護士を指さして）は数少ない存在（笑）。

国境がない世界のルールを作るために

宮下：インターネットは国境がない世界なので、どこの国でこうだからというのがあまり意味をなさない面があるんです。それはつまり、インターネットに参加している人たちがうまくトラブルを解消できるようなルールが必要とされてくるということです。

寺本：そのときにルールは1つであるべきなのか、それとも矛盾するものが複数あっても構わなくて、ルールとルールがぶつかったときに解決する手続きをみんなで考えればいいのかという問題がありますね。今ある各国の法は、ルール同士が違うのを前提にして、ある事件が起こったときにどっちのルールを適用するかをその都度決めていますが、1つの事件に1つの国のルールだけ

で対応できないものが出てきている。たとえば銀行が倒産したら海外に支店や債権が必ずあるのに、日本の破産法は日本国内にある資産にしか適用できないといって、海外の資産が差し押さえられ、債権者に平等に分配できない。だからインターネットで知的財産権とかプライバシーの問題が取り上げられたとき、国際倒産と同じ問題が出てきている印象を受けましたね。

他方で、国の法律はその国の国民を他の国の無茶な法律の適用から守る面もあるから、単純にインターナショナルでハッピーというわけにもいかず、その辺のバランスをとるのが難しい。

中島：そういう意味で言うと、インターネットで起こっている問題は非常に本質的なところで、過去から脈々とあった考え方ののでしょうか。

寺本：従来は大企業や金融の世界でしか問題にならなかったことが、その辺のおっちゃんでも問題になる時代になったと。

たとえば日本やアメリカでは、よほど下品でない限り、情報を自由に流せるのがいいといわれます。でも別の国あるいは別の文化において、同じものを流すのが下品ではしたないと考えられる。それがいけないと言い切るのは横暴ですよ。その国あるいはその文化の価値観は認めるべきだし、全部が全部アメリカナイズされていいのって問題もありますからね。

宮下：物理的な場所が意味をなさなくなっているんじゃないかと。さっきの国際倒産の問題にしても、資産が海外にあるのと国内にあるのとじゃ、債権回収に要する手間暇を考えると劇的な違いがあるわけです。ポルノとかでも、その国に実際に行かなければ買えないのと日本のコンビニで買えるのとじゃ、かなり質的な違いがある気がする。

中島：非常に限られた問題から、1人1人

の問題に広がってきていると。

宮下：何かの事象がどこかの場所で行き起きている場合、その場所における慣習や社会にあった考え方で対処される。でもインターネットは1つの事象が全世界で起きるわけで、ある意味で実社会と違う空間というか、違う意味合いを持つ世界である気がしています。あの国の法律はこうでという議論をするよりは、インターネットの世界のルールはこんなふうにしてみたらどうだろうと提言し、それに対して議論することで、ある程度の共通認識が見えてくればいいと思いますね。

寺本：これも金融とのアナロジーなんですが、問題になるのはこの取引が準拠する文化は何かってことなんです。仮にニューヨークで契約書を交わす手続きをしたとしても、その手続きが拠って立つ文化がオランダかもしれないし、日本かもしれない。何も考えないで新しいのがいい、マジョリティーがいいって言っていると世界中がアメリカナイズされる、それで本当にいいのか。たとえばアメリカ的な文化であれば、子供の裸はよくないわけです。でも日本的に見ると、小さい子供が裸でいるのはすごくかわいいという意識がある。よその文化の人に、その文化で好ましくないとされているものを無理に見せないで済む配慮をしつつ、でも俺のところに見るとまで文句を言うなど。サイトの作り方でも、1ページ目から別の文化圏ではいやがられるものを出すのは、それを法律で縛るのはいいけど、そういう自制があるのが大人とちがうのかという疑問はありますね。

宮下：文化圏の違う人も見るんだということもちゃんと認識してね。文化圏の違う人が見たら不快になるようなものは、注意書きを書いたうえで下の階層で出すようにしましょうというルールを提案して、皆がそ

れについて考えることがあればいいんじゃないですかね。

中島：問題を隠したままにするのはいいことじゃなく、議論していく必要はあると。

宮下：みんなが知らない間に問題が起こって、知らない間に解決して、知らない間に誰も知らないルールができてるのはよくないですね。問題はみんなで出し合い、議論する場があつていい。

寺本：起こりえないことが起こりうるわけですから、ルールとかフォーマットも完結したものを作らないで、常に「起こるかもしれない、でも何が起こるかかわからない」部分を組み込むための、空いた部分が必要になる。

宮下：ルールにも2つ種類があつて、そのルールを見る人の行動の指針になるような、行為基準的なものと、何かトラブルが起きたときに、どういうふうに解決するかの手続きの基準になるものと。行為基準をあんまり厳格にしていると、がんじがらめになっているんな状況に対応できないんで、ある程度は基本理念みたいなものがある。

寺本：たとえば手続きのなかでは全員の意見は1週間の期間を定めて聞けけれども、最終的に決定するのはこの3人の会議で、いったん決まったら文句言うなと厳格に決めちゃつていいし。やっていいかどうかの部分や権利を主張できるかの部分では、ある程度ばらとしておいて。

宮下：そうじゃないと実際何が起こるかかわからないしね。いろんな技術水準なり、料金のレートなりも変わってくるし。

中島：では最後にお一人ずつ、まとめの言葉をお願いします。

松倉：今後は、我々のようなリーガルサー

ビスも、インターネットのインフラやビジネス形態に対応したサービスを提供していけるようにしなければなりませんね。寺本先生がすでに一部で実践されてますけど、SOHO ビジネスの立ち上げに際して、知的財産や資金調達などのアドバイスを迅速かつ安価に提供できて、しかもこちら側もちゃんと経済的に成り立っていくようなチーム作りを急ぐ必要がありそうです。

宮下：これまでの人間の歴史を振り返ると、車や飛行機ができて、人、物、金がある程度自由に行き来するようになって、法律制度も社会も大きく変わってきたと思います。今、インターネットのような国境のない世界ができて、これが更に普及していった場合、国への帰属意識というか、各国の法律というものに対する考え方が大きく変化していくのではないかという気がしています。寺本：インターネットがアカデミックな世界での自主的なネットワークから世界的な通信のインフラストラクチャー（公共財）になってきたことからすると、もはやネット上の世界などというような仮想的な考え方は成り立たず、ネット上でやりとりされていること自体が「リアル」の世界の一部だと考えて私たちが行動していかなければならない時期にきているようです。

創刊2号以来続いたこの連載も終わりを迎えます。ご愛読ありがとうございました。近々、このメンバーでの新連載を開始する予定です。お楽しみに！



e-mail  ip-law@impress.co.jp

皆様からのご質問、ご意見は、こちらのメールアドレスで受け付けております。お待ちしております。



[インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ] ご利用上の注意

このPDFファイルは、株式会社インプレスR&D(株式会社インプレスから分割)が1994年～2006年まで発行した月刊誌『インターネットマガジン』の誌面をPDF化し、「インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ」として以下のウェブサイト「All-in-One INTERNET magazine 2.0」で公開しているものです。

<http://i.impressRD.jp/bn>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、URL、団体・企業名、商品名、価格、プレゼント募集、アンケートなど)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真の撮影者、イラストの作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は収録されていない場合があります。
- このファイルやその内容を改変したり、商用を目的として再利用することはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用する際は、出典として媒体名および月号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレス R&D)、コピーライトなどの情報をご明記ください。
- オリジナルの雑誌の発行時点では、株式会社インプレス R&D(当時は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めましたが、すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接のおよび間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

このファイルに関するお問い合わせ先

株式会社インプレスR&D

All-in-One INTERNET magazine 編集部

im-info@impress.co.jp